

明治学院大学における動物実験等に関する内規

2011年10月7日 常務理事会承認

2012年10月17日 大学評議会承認

2017年2月28日 動物実験委員会承認

(目的および基本原則)

第1条 この内規は、科学的観点と動物の愛護の観点から動物実験等を適正に実施することを目的とし、明治学院大学に動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等の実施については、動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年法律105号。以下「法」という。）及び指針等のほか、この内規に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等とは、動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 実験動物とは、動物実験等のため、施設等で飼養、または保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。

(3) 施設等とは、実験動物を飼養保管する施設および実験室をいう。

(4) 動物実験計画とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

(5) 動物実験実施者とは、動物実験等を実施する者をいう。

(6) 部局とは、動物実験実施者が所属する学部（教養教育センターを含む）をいう。

(7) 動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(8) 実験動物管理者とは、実験に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。

(9) 指針等とは、実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。）および文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省令71号）等をいう。

(動物実験委員会)

第3条 動物実験等に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 実験計画の立案に関する事項
 - (2) 実験動物の飼養保管状況に関する事項
 - (3) 実験動物の適正な扱い、法および指針等に関する教育訓練の実施等に関する事項
 - (4) その他動物実験等に関する事項
- 2 委員会は必要に応じて実験動物管理者および動物実験実施者に対し動物実験等の安全確保に関して報告を求め、または指導助言することができる。

(委員の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実験動物に関して優れた識見を有する教員1名
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する教員1名
 - (3) 動物実験に関与しない教員のうち学長が指名した者1名
- 2 前項の委員は、学長が任ずるものとする。
- 3 第1項の委員の任期を2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 委員会は、動物実験計画提出ごとに委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

(委員長)

第5条 委員長は第4条第1項第3号の委員をもって充てる。

(委員会事務)

第6条 委員会に関する事務は横浜管理部横浜管理課が行う。

(動物実験責任者)

第7条 動物実験等を実施する場合は、動物実験計画ごとに動物実験責任者を定めなければならない。

- 2 動物実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
- (1) 動物実験計画の立案および申請に関すること。
 - (2) 適切な動物実験等の管理および監督に関すること。
 - (3) 実験動物の適切な飼養保管に関すること。
 - (4) その他必要な事項の実施に関すること。
- 3 動物実験責任者は、教育訓練等の実施に努めるものとする。

(実験動物管理者)

第8条 実験動物管理者は、飼養保管施設において、当該飼養保管施設における実験動物を管理しなければならない。

(動物実験実施者)

第9条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法および指針等を遵守しなければならない。

2 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験責任者の指示に従わなければならない。

(動物実験計画の申請の手続き)

第10条 動物実験責任者は、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し学長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 研究の目的、意義および必要性を明確にする。
- (2) 代替法を考慮の上、適切に実験動物を利用する。
- (3) 実験動物の使用削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定をおこなう。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行う。
- (5) 適切に維持管理された施設および設備を用いて動物実験等を実施する。

2 学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下を行う。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験実施後の報告)

第11条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、実験結果・使用実験動物数および成果等を動物実験委員会委員長へ報告しなければならない。

(飼養保管)

第12条 実験動物の飼養保管施設は、動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を備えなければならない。

(自己点検及び評価並びに検証)

第13条 学長は委員会に、指針等への適合性に関する自己点検および評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検および評価を定期的に行い、学長に報告しなければならない。

3 学長は、自己点検および評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(その他)

第14条 上記条文の定めのない事項は、必要に応じて指針等による。

(改廃)

第15条 この内規の改廃については、委員会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 この内規は、2011年10月7日から施行する。
- 2 この内規は、2012年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、2014年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、2017年4月1日から施行する。（法務職研究科の廃止による改正）